

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(14)	教育機会確保推進事業 (教育委員会事務局：総合教育センター)	不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級に係る支援を行い、教育の機会確保を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 適応指導教室における小集団による体験活動・学習活動等を通して不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援します。 【現状】市内6か所の運営 【R4(2022)以降】市内6か所のゆうゆう広場における児童生徒支援</p> <p>②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 適応指導教室の諸活動において、教育や心理に関心のある大学生・大学院生をメンタルフレンドとして配置し、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を図ります。 【現状】配置及び活用 <u>メンタルフレンド配置：現状（R3(2021)）20人</u> 【R4(2022)以降】メンタルフレンドの活用による支援・相談の充実</p> <p>③既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 中学校を卒業していない人、または、様々な理由により、十分に学べなかった人への学び直しの機会を提供するための中学校夜間学級に係る支援を行います。 【現状】 ・西中原中学校夜間学級の運営 ・希望者に対する入学及び編入相談の実施 【R4(2022)以降】 ・夜間学級の運営による一人ひとりの教育ニーズに応じた指導・支援の充実 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実</p> <p>④GIGA 端末等を活用した長期欠席・不登校児童生徒への支援 不登校等の長期欠席傾向のある児童生徒への登校支援とともに、登校支援方法の一つとしてGIGA 端末等を活用した支援の可能性を検討、実践します。 【現状】オンライン授業やデジタル教材による児童生徒への支援 【R4(2022)以降】端末活用等による長期欠席・不登校児童生徒への支援の充実</p> <p>⑤不登校特例校など不登校対策の充実に向けた取組の推進 不登校児童生徒の社会的自立に向けた学びの場を創出する学校として、不登校特例校の設置に向けて、検討します。 【現状】不登校特例校など不登校対策の充実に向けた検討 【R4(2022)以降】事例研究等による不登校特例校設置可能性の検討と取組の推進</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(15)	<p style="text-align: center;">海外帰国・外国人児童生徒 相談事業 (教育委員会事務局：教育政策室)</p>	<p>学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 海外帰国・外国人児童生徒の編入学・日本語指導・学校生活適応など総合的な教育相談を行います。 【現状】教育相談の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 学校生活への適応を支援するため、児童生徒の母語が話せる支援員を一定期間配置します。 【現状】日本語初期支援員の配置 <u>配置人数：現状(R2(2020))168名</u> 【R4(2022)以降】日本語初期支援員による支援の充実</p> <p>③特別の教育課程による日本語指導の実施 海外帰国・外国人児童生徒に対するよりきめ細かな支援の必要性があることから、特別の教育課程による日本語指導を実施します。 【現状】 ・国際教室の設置及び巡回非常勤講師の配置 ・国際教室担当者等への研修の実施 【R4(2022)以降】国際教室の設置による日本語指導の充実</p> <p>④多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 日本語に不慣れな子ども及び保護者と学校等との円滑なコミュニケーション手段を確保するため、ICTの活用等による多言語の支援を行います。 【現状】 ・通訳機器の配置 ・通訳・翻訳の充実 【R4(2022)以降】ICTの活用等による円滑なコミュニケーション手段の確保</p> <p>⑤円滑な就学に向けた支援 海外帰国・外国人児童及び保護者等に対し、日本の学校生活について理解促進を図り、円滑な就学に向けた支援を行います。 【現状】 ・就学前の学校説明会「プレスクール」の実施 ・就学案内及び就学状況の把握 【R4(2022)以降】 ・「プレスクール」の実施による円滑な就学に向けた支援 ・就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(16)	就学等支援事業 (教育委員会事務局：学事課)	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①確実な就学援助費の支給による支援 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・就学援助システムを活用した円滑な認定及び支給の実施 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給による支援 ・就学援助の円滑な認定と援助費支給による支援 	<p>②特別支援教育就学奨励費の支給による支援 障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担の能力に応じて必要な援助を行います。 【現状】円滑な支給 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>③就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 就学事務システムを利用した事務の円滑化・効率化を行います。 【現状】就学事務の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>④高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援 高等学校等に進学・在学する生徒や大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生や大学生に対し、奨学金の支給・貸付を実施します。 【現状】円滑な支給・貸付 【R4(2022)以降】継続実施</p>

No	事務事業名(所管課)	事業概要				
	<p align="center">学校安全推進事業 (教育委員会事務局：健康教育課)</p>	<p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。</p>				
計画期間中の主な取組						
(17)	<p>①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置</p> <p>スクールガード・リーダーを配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行います。</p> <p>【現状】スクールガード・リーダーの配置 <u>配置数：現状（R3(2021)）25人</u> 【R4(2022)以降】スクールガード・リーダーの配置による子どもたちを守る取組の推進</p>					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">用語説明</td> <td style="text-align: center;">スクールガード・リーダー</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行う警察官OBなどの防犯の専門家</td> </tr> </table>	用語説明	スクールガード・リーダー	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行う警察官OBなどの防犯の専門家		
	用語説明	スクールガード・リーダー				
	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガードとの連携や指導及び防犯に関する学校への指導助言を行う警察官OBなどの防犯の専門家					
<p>②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置</p> <p>児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行います。</p> <p>【現状】適正な配置 <u>配置数：現状（R3(2021)）9末時点）97箇所</u> 【R4(2022)以降】各学校の実情に応じた適正な配置</p>						
<p>③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進</p> <p>通学路の危険か所を点検し改善が必要な際に、関係機関と連携しながら安全対策を進めます。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路安全対策会議の開催 ・危険か所の改善 <p>【R4(2022)以降】通学路安全対策会議の開催及び危険か所の改善の推進</p>						
<p>④学校防災教育推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進</p> <p>学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。</p> <p>【現状】防災学習テキストの配布と防災教育の実施 <u>指定校数：現状（R3(2021)）7校</u> 【R4(2022)以降】研究及び成果の共有による各学校の防災力向上と、防災教育の推進</p>						

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(18)	<p align="center">交通安全推進事業 (市民文化局：地域安全推進課)</p>	<p>交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすい社会の実現をめざした活動を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指し、各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等を実施します。 【現状】啓発活動の実施 【R4(2022)以降】各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報・啓発活動の実施</p> <p>②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催 幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚とマナーの向上を図ります。 【現状】交通安全教室の開催 開催数：現状（R2(2020)）301回 【R4(2022)以降】幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施</p> <p>③児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施 子どもの登下校時における安全を確保するため、小学校を中心とした半径500mのスクールゾーン内に路面標示等を設置し、交通事故の防止を図ります。 【現状】安全確保のための対策の推進 路面標示件数：現状（R2(2020)）146件 【R4(2022)以降】「スクールゾーン」・「文」の路面表示の補修・新設</p>	

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

【施策の概要】

個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。

また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。

【現状と課題】

《児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、要支援ケースの早期発見・対応等につなげることで、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。急増する児童虐待に対応するためにも、関連機関等と連携を図りながら継続して取り組む必要があります。一方、多様な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しており、様々な諸課題を抱えた要支援ケースへの個別的・専門支援の体制づくりが求められています。
- ◆ 市内の児童相談所においては、急増する児童虐待や個々の家庭や子どもが抱える課題が複雑・多様化する中で、児童相談に関わる専門行政機関として、高度の専門性を活かした相談援助を行っています。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、保護を実施し、子どもの置かれた状況に応じた、子ども及び家庭への相談や援助を実施するとともに、要保護児童の児童養護施設等への措置等を実施しています。今後についても関連機関等と連携を図りながら適切に対応していく必要があります。
- ◆ 里親制度について、なり手の確保のための制度の普及・啓発、委託推進のための関係機関との連携、委託前後の支援体制の充実について取組を進めるとともに、施設養護について、多様な役割を円滑に果たせるよう、地域の社会的養育を支える専門的な拠点としての機能の強化を図る必要があります。また、代替養育を受ける児童の円滑な自立に向けては、措置中から情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい支援を行うとともに、生活環境が大きく変わる措置解除後も相談支援を継続していくことが重要です。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 経済的困窮や疾病、成育歴等により、様々な困難を抱える女性等に対し、人権擁護と自立に向けた支援が必要です。また、配偶者等からの暴力など女性の抱える困難は、外部からの発見が困難であり、潜在化・深刻化しやすいため、迅速かつ適切な支援を実施する必要があります。
- ◆ 令和2（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」の分析結果では、生まれ育った環境は親から子に連鎖し、子どもの生活に影響がみられています。子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、他者との関わりの中で様々な体験をし、多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲や自信、自己肯定感等を得ることが重要であることから、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所の中で、それらが得られるような仕組みが必要です。

【計画期間における方向性】

《児童家庭支援（予防）・児童虐待対策（介入）の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携しながら、子どもや家庭が抱える様々な課題を一つひとつ紐解きながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組みます。
- ◆ 増加する児童虐待や複雑困難化する児童相談に対し、迅速・適切に対応するため、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童相談所の職員の増員、警察・司法・医療機関との連携、人材育成の環境整備等を通じて児童相談所の体制強化を進めていきます。
- ◆ 養育里親について、里親拡充に向け、民間機関を活用した取組を推進するほか、施設養護について、ケアニーズの高い児童に対するきめ細やかな支援を実現するとともに、地域小規模児童養護施設の設置等を促進します。また、代替養育を受ける高校生等については、施設等を退所した後も、生活や就労に関する相談を継続的に実施していくほか、児童が希望する進路を安心して選択できるよう、市独自の給付型奨学金や学習支援事業を実施します。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 経済的困窮、成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談・支援を引き続き行うとともに、女性相談に関する効果的な支援体制や施策について検討を行います。
- ◆ 子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するほか、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、様々な背景・課題を抱えた子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。

《ひとり親家庭等の自立の促進（ひとり親家庭等自立促進計画）》

【現状と課題】

- ◆ 令和3（2021）年度に実施した「川崎市ひとり親家庭に関するアンケート」においても、生活の中で困っていることとして生活費に関することが最も多く挙げられるなど、コロナ禍の影響もあり家計の状況は悪化している傾向が見られました。また、約54%が離婚時において養育費等の取り決めをしたものの、その中の約40%は継続的に養育費を受け取れていないほか、約86%のひとり親等が就労しているものの、そのうち約53%が非正規就労となっており、ひとり親家庭等は、経済的な困窮や様々な生活課題を抱えていることが多い状況にあります。
- ◆ ひとり親家庭等が抱える様々な生活課題を受けとめ、ひとり親家庭等を総合的に支援するため、より実用的な内容の情報をより能動的に発信するとともに、相談体制等の充実を図り、様々な支援機関につなぐことができる仕組みづくりが必要です。

【基本的な方向性】

- ◆ ひとり親家庭等にとって最も重要な「経済的支援」（児童扶養手当、通勤・通学交通費補助、ひとり親家庭等医療費助成制度など）を中心として、「子育て・生活支援」（生活相談・日常生活支援事業）や「養育費確保」などによる支援を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。

【計画期間における方向性（各施策の基本目標）】

- ◆ ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、より実用的な内容の情報をより能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら必要な支援が必要な方への的確に届くよう、専門職が個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策を的確に提供するなど相談支援体制等を検討していきます。
- ◆ 経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を通して、経済的自立の促進につなげます。
- ◆ 子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による生活援助等のほか、ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援を行うとともに、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。
- ◆ 養育費確保については、ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催等、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。
- ◆ 就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する相談や就業支援の講座を実施するとともに、資格取得に向けた支援を行うなど、関係機関と連携を図りながら、雇用の促進を図ります。

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
里親の登録数 （こども未来局調べ）	173 世帯 （令和2（2020）年度）	252 世帯以上 （令和7（2025）年度）	厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値
地域で子どもを見守る体制 づくりが進んでいると思う 人の割合 （こども未来局調べ）	39.0% （令和2（2020）年度）	54.0%以上 （令和7（2025）年度）	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合
ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合	73% （令和2（2020）年度）	80%以上 （令和7（2025）年度）	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合
児童養護施設や里親委託児童等の大学等進学につながった割合	32.0% （令和2（2020）年度）	40.0%以上 （令和7（2025）年度）	児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等（高等教育機関）に進学した児童数の割合

具体的な事業

- (1)児童虐待防止対策事業 (2)児童相談所運営事業 (3)里親制度推進事業
 (4)児童養護施設等運営事業 (5)ひとり親家庭等の総合的支援事業 (6)女性保護事業
 (7)子ども・若者支援推進事業 (8)小児ぜん息患者医療費支給事業
 (9)小児慢性特定疾病医療等給付事業 (10)災害遺児等援護事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
	<p>児童虐待防止対策事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>児童虐待に的確に対応するとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組むなど、児童家庭相談支援体制の強化を図ります。また、児童虐待防止に関する相談や普及啓発活動を行います。</p>
計画期間中の主な取組		
(1)	<p>①児童家庭相談支援体制の強化 多様な生活課題や困窮など、「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討し、相談支援体制の強化を図ります。 【現状】子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭総合支援拠点の設置・運営の開始 児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進 	
	<p>②要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営方法の見直しに向けた検討 要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 <p><u>個別支援会議実施回数：現状（R2(2020)）710回</u> 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営方法の見直しに向けた検討の継続及び検討結果に基づく取組の推進 要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の継続実施 	
	<p>③児童虐待防止に関する相談の実施 子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談を24時間電話等で受け付けます。 【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止センターにおける電話相談の実施 SNSを活用した相談の実施 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談の継続実施 SNSを活用した相談の継続実施 	

④地域の見守り体制の構築・充実

乳児院や児童養護施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期利用事業による子育て支援の充実を推進します。

【現状】児童家庭支援センターによる相談支援、ショートステイ等子育て支援の実施

【R4(2022)以降】相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進

⑤児童虐待防止普及啓発活動の実施

11月の児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン）を中心に、虐待のないまちづくりを推進するために、多様な地域関係団体等との協働による事業展開を図ります。

【現状】児童虐待防止普及啓発活動の実施

実施回数：現状（R2(2020)）18回

【R4(2022)以降】継続実施



フットサル大会における啓発活動の様子

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	児童相談所運営事業 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)	増加する児童虐待や複雑・困難化する児童相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進</p> <p>児童福祉法に基づき、養護、障害、非行、育成等の児童に関する問題について、家庭その他関係機関からの相談に応じ、必要に応じて一時保護所での保護、児童養護施設等への措置を行います。また、各区地域みまもり支援センターと連携して特定妊婦への対応を行うとともに、児童、保護者への通所指導も行います。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談援助の実施 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・子ども及び家庭への相談援助の実施 	

	<p>②児童相談所の体制強化</p> <p>児童相談所における児童虐待相談・通告件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加しているため、改正児童福祉法等に基づき、各児童相談所への児童福祉司、児童心理司の段階的な増員などにより、児童相談所の体制強化を図ります。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化 人材育成の取組の推進 <p>児童相談所相談件数：現状（R2(2020)）6,128件</p> <p>一時保護所における保護件数：現状（R2(2020)）475件</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国基準を踏まえた職員の増員など児童相談体制の充実 人材確保に向けた取組の推進及び人材育成の推進 <p>③関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進</p> <p>保健・医療機関や警察・検察等の司法関連機関との連携強化を図り、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識を活かした支援を推進します。</p> <p>【現状】警察、裁判所、医療機関と連携した取組の実施</p> <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三者協同面接等、児童相談所・警察・検察の連携強化の推進 医療機関との連携強化に向けた取組の推進 <p>④体制強化にあわせた計画的な施設の整備</p> <p>一時保護児童の権利擁護を目的とした中部児童相談所一時保護所の建替え、児童相談所執務スペースの狭隘化の改善を目的とした改修・増築について、計画的に施設整備を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> こども家庭センター改修（設計） 中部児童相談所一時保護所建替え（設計） 中部児童相談所改修（設計） 北部児童相談所執務室増築（設計） <p>【R4(2022)以降】計画的な整備の推進</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p>里親制度推進事業 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①里親制度の普及・啓発活動の推進</p> <p>社会的認知度の向上や里親登録数の増加に向けて、里親制度説明会や養育体験発表会の開催、各種広報により、里親支援機関と協力して制度の普及啓発の充実を図ります。</p> <p>【現状】里親養育体験発表会及び制度説明会の開催</p> <p>開催回数：現状（R2(2020)）11回</p> <p>【R4(2022)以降】里親登録世帯の確保に向けた取組の継続</p>	

②里親養育技術向上のための研修会等の実施

里親の養育技術獲得・向上のための研修会や実習等を実施します。

【現状】里親養育技術向上への支援の実施

開催回数：現状（R2(2020)）3回

【R4(2022)以降】継続実施

③ふるさと里親事業の実施

児童養護施設等で生活している子どもが長期休業日等を利用して短期間家庭的な雰囲気を経験してもらうとともに、里親の養育体験を深めるために実施します。

【現状】家庭の雰囲気を体験するための取組の推進

登録世帯数：現状（R2(2020)）91世帯

【R4(2022)以降】継続実施

④NPO 法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施

里親支援機関や当事者団体等と協力・連携し、里親委託前の助言、委託後の家庭訪問・相談支援等を行います。

【現状】事業実施

【R4(2022)以降】NPO 法人、当事者団体、学校、保育所、児童養護施設等と連携した事業実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要														
(4)	<p>児童養護施設等運営事業 (こども未来局：こども保健福祉課)</p>	<p>児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。</p>														
	<p>計画期間中の主な取組</p>															
	<p>①児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院に入所している児童が良好な環境で養育が受けられるよう、必要な運営経費を支弁するとともに、各種の連絡調整、指導監督等を行うなど運営支援を行います。 【現状】 3施設合計7か所での社会的養護の推進 【R4(2022)以降】 要保護児童への支援の実施</p> <table border="1" data-bbox="308 792 1315 1319"> <thead> <tr> <th data-bbox="308 792 536 835">用語説明</th> <th data-bbox="536 792 1315 835">児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 835 1315 878"> <p>＜児童養護施設＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 878 1315 1010"> <p>保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設です。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1010 1315 1052"> <p>＜乳児院＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1052 1315 1117"> <p>保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1117 1315 1160"> <p>＜児童心理治療施設＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1160 1315 1319"> <p>心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設です。また、学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行うとともに、その子どもの家族への支援を行うほか、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等を行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		用語説明	児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設	<p>＜児童養護施設＞</p>		<p>保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設です。</p>		<p>＜乳児院＞</p>		<p>保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。</p>		<p>＜児童心理治療施設＞</p>		<p>心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設です。また、学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行うとともに、その子どもの家族への支援を行うほか、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等を行います。</p>	
	用語説明	児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設														
<p>＜児童養護施設＞</p>																
<p>保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設です。</p>																
<p>＜乳児院＞</p>																
<p>保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。</p>																
<p>＜児童心理治療施設＞</p>																
<p>心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う施設です。また、学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行うとともに、その子どもの家族への支援を行うほか、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等を行います。</p>																
<p>②地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 施設と家庭の中間的形態である地域小規模児童養護施設等において、地域社会の中で家庭的養育を推進します。 【現状】 3施設合計13か所での家庭的養護の推進 【R4(2022)以降】 家庭に近い環境での支援の実施</p> <table border="1" data-bbox="308 1626 1315 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="308 1626 536 1688">用語説明</th> <th data-bbox="536 1626 1315 1688">地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1688 1315 1731"> <p>＜地域小規模児童養護施設＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1731 1315 1796"> <p>児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1796 1315 1839"> <p>＜ファミリーホーム＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1839 1315 1904"> <p>里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1904 1315 1946"> <p>＜自立援助ホーム＞</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="308 1946 1315 2002"> <p>義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム	<p>＜地域小規模児童養護施設＞</p>		<p>児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</p>		<p>＜ファミリーホーム＞</p>		<p>里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</p>		<p>＜自立援助ホーム＞</p>		<p>義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</p>		
用語説明	地域小規模児童養護施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム															
<p>＜地域小規模児童養護施設＞</p>																
<p>児童養護施設の分園であり、本体施設の支援を受けながら地域の中で養育を行います。</p>																
<p>＜ファミリーホーム＞</p>																
<p>里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行います。</p>																
<p>＜自立援助ホーム＞</p>																
<p>義務教育を終了した児童養護施設の退所者等が共同生活を営む住居で、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行います。</p>																

	<p>③社会的自立に向けた支援等の実施</p> <p>社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。また、「子ども・若者応援基金」を活用して、里親家庭や児童養護施設などで生活する子どもへの学習支援や、社会的養護奨学給付金の支給による進学支援を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労や生活に関する相談支援等の実施 ・学習・進学等に関する支援の実施 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設退所者等に対する自立支援の継続実施 ・「子ども・若者応援基金」を活用した学習支援等の実施 	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p>ひとり親家庭等の総合的支援事業 <small>(こども未来局：こども家庭課)</small></p>	<p>ひとり親家庭等に対して、経済的支援をはじめ、子育て・生活支援、養育費確保、就業支援などを実施します。また、必要な情報が的確に届くよう、実用的な情報を能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら課題を抱えた家庭に効果的な相談支援を実施するなど、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童扶養手当の支給</p> <p>父母の離婚や死亡などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。</p> <p>【現状】対象者への支給 <u>支給世帯数：(R2(2020)) 5,836 世帯</u></p> <p>【R4(2022)以降】対象者への適正な支給の実施</p>	<p>②ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施</p> <p>ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、保険診療の医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>【現状】一部助成の実施 <u>助成対象者数：12,164 人</u></p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p>
	<p>③母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の実施</p> <p>ひとり親家庭等の子どもの学費や、就労のための資格取得に要する費用など、12種類の資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭等の将来的な経済的自立に向けた支援を実施します。</p> <p>【現状】就学支度資金、修学資金等の貸付の実施 <u>新規貸付件数：現状 (R2(2020)) 299 件</u></p> <p>【R4(2022)以降】継続実施</p>	

④ひとり親家庭等への日常生活支援の実施

母子家庭、父子家庭、寡婦を対象に、病気、冠婚葬祭、出産、就職活動など、一時的な事由により日常の家事や保育ができない時や就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助及び子育て支援を実施します。

【現状】生活援助及び子育て支援の実施

【R4(2022)以降】ひとり親家庭等に対する日常生活支援の継続実施

⑤ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施

ひとり親家庭等の子どもが安心して過ごせる居場所の提供及び将来の自立に向けて、小・中学生に対する学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を実施します。親に対しても養育や進学に向けた情報を提供します。

【現状】平成29(2017)年10月から事業開始

実施箇所：現状(R2(2020))16か所

【R4(2022)以降】ひとり親家庭等の子どもへの継続した支援の実施

⑥養育費確保に向けた支援の実施

ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催等、関係機関と連携を図りながら支援の充実を図ります。

【現状】

- ・事業実施
- ・効果的な取組の検討

【R4(2022)以降】検討に基づく取組の実施

⑦母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と向上を目的として、生活・就業相談、各種講習会などを実施します。また、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラム計画書を策定し、自立に向けた継続的な就業支援を実施します。

【現状】生活・就業相談及び支援の実施

【R4(2022)以降】継続実施

⑧ひとり親家庭への資格取得支援の実施

ひとり親の自立を促進するため、看護師や保育士等の対象資格取得の際に給付金を支給します。

【現状】高等職業訓練促進給付金等の支給、自立支援教育訓練給付金の支給

給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合：(R2(2020))90%

【R4(2022)以降】継続実施

⑨母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営

配偶者のない女性又は母子家庭の母親とその子どもを保護することにより、その生活を支援し、自立を促します。

【現状】事業実施

【R4(2022)以降】継続実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要			
(6)	女性保護事業 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。			
	計画期間中の主な取組				
	<p>①女性相談員による相談・自立支援の実施 各区地域みまもり支援センター等において、様々な困難を抱える女性等の相談支援を実施します。 【現状】事業実施 女性相談件数：現状（R2(2020)）2,277件 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・効果的な相談支援体制等の検討 <p>②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 平成28（2016）年5月に開設したDV相談支援センター（総合相談窓口：電話相談）において、緊急を要するDV相談とともに、広くDV被害の防止も含めた総合的なDV相談業務を実施し、総合的なDV対策を推進します。 【現状】継続実施 相談件数：現状（R2(2020)）297件 【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・効果的な相談支援体制等の検討 <p>③DV被害者等の緊急一時保護の実施 女性への人権侵害を救済する施設を確保するため、人権侵害を受けた女性等をサポートする民間団体が運営する緊急一時保護施設を支援します。 【現状】事業実施 【R4(2022)以降】緊急時における対応の継続実施</p>				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%; padding: 5px;">用語説明</th> <th style="padding: 5px;">DV（ドメスティック・バイオレンス）</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。 </td> </tr> </table>		用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）	DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。
用語説明	DV（ドメスティック・バイオレンス）				
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27（2015）年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。 DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。					

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p align="center">子ども・若者支援推進事業 (こども未来局：企画課)</p>	<p>子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 児童虐待・非行・ひきこもり・不登校など、教育・福祉・保健・医療・雇用等幅広い分野にわたる子どもの貧困に資する取組を総合的に推進します。 【現状】「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく子どもの貧困対策の総合的な推進 【R4(2022)以降】子どもの貧困対策の総合的な推進</p> <p>②課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進 支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。 【現状】現状把握及び取組の方向性の検討 【R4(2022)以降】検討結果を踏まえた取組の推進</p> <p>③地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える団体の育成・支援 地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的とした助成事業を実施します。 【現状】地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>④ボランティアを活用した、ひきこもり等児童福祉対策の実施 地域で若者の支援を行っているNPO法人と連携し、問題を抱えてひきこもっている児童・若者に近い年代の若者による支援や集団づくりの取組を推進します。 【現状】ひきこもり等児童福祉対策の実施 個別支援活動参加人数：現状（R2(2020)）73人 集団支援活動参加人数：現状（R2(2020)）55人 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	小児ぜん息患者医療費支給事業 <small>(こども未来局：こども家庭課)</small>	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児ぜん息患者への医療費の一部を支給 20歳未満の小児ぜん息患者に対し、小児ぜん息に係る保険診療の医療費の自己負担分を助成します。 【現状】医療費の一部支給の実施 支給対象者数：現状（R2(2020)）4,029人 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(9)	小児慢性特定疾病医療等給付事業 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
	計画期間中の主な取組	
	①小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付 18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満）の児童が、厚生労働省が定める疾病にかかった場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費等助成の実施 給付者数：現状（R2(2020)）実人員 1,353人 【R4(2022)以降】継続実施 ②養育医療の医療費給付 体重2,000g以下、またはこれ以上であっても体の発育が未熟なままで生まれた乳児が入院治療を受ける場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費助成の実施 給付実人員：現状（R2(2020)）344人 【R4(2022)以降】継続実施 ③自立支援(育成)医療の医療費給付 18歳未満の児童で、身体に障害がありそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患で、治療によって確実な効果が期待できる場合に、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。 【現状】医療費助成の実施 支払決定実人員：現状（R2(2020)）154人 【R4(2022)以降】継続実施	

	<p>④小児慢性特定疾病給付対象児等の自立支援に向けた取組 小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者の健康の保持増進及び自立の促進を図るため、相談・支援等を行う自立支援事業を実施します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
10)	<p>災害遺児等援護事業 (こども未来局：こども家庭課)</p>	<p>災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 対象となる保護者に福祉手当を支給します。 【現状】取組の実施 <u>支給児童数：現状（R2(2020)）延べ640件</u> 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈 小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝い金等を支給します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

コラム 「オレンジリボン」

オレンジリボン運動は、児童虐待のない社会の実現を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

オレンジリボンを身に着けることで、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意思を示すことができます。

また、児童虐待防止法が施行された11月は「児童虐待防止推進月間」に定められており、川崎市においても、毎年、啓発活動等をはじめとしたキャンペーンを実施しています。



施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

【施策の概要】

日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。

【現状と課題】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立を支援するため、小学生に対しては市内12か所、中学生に対しては市内14か所の教室で、高校等進学に向けた学習の支援と居場所の提供に取り組んでいます。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等の子どもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。
- ◆ 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、「だいJOBセンター」において、就労・生活支援を行いました。生活にお困りの市民に対しては、早期の支援が重要であり、関係機関に生活困窮に関する相談があった場合は、「だいJOBセンター」に確実につながるよう関係機関との連携を強化していくことが求められています。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援及び企業の多様な人材の活躍支援の取組を進めています。雇用のミスマッチや若年無業者、女性の再就職、就職氷河期世代の就業などが課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域福祉推進の中核的な活動主体である民生委員児童委員の活動として、様々な相談支援を行ったほか、子育て支援の実施、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施等を通じ、地域福祉の向上を図っています。中でも、主任児童委員は、関係機関と児童委員とのつなぎ役として、児童委員と連携・協力して活動に取り組み、さらに学校や児童家庭支援センター等との関係機関と連携を図りつつ、子どもが安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざして活動しています。引き続き、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、民生委員児童委員の適正配置、育成・支援を行います。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。障害者雇用を取り巻く環境の変化や新たな生活様式に対応しながら、障害者の雇用・就労及び社会参加の取組を進めるとともに、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を図る必要があります。
- ◆ 各区地域みまもり支援センターや精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりの相談対応を行うとともに、令和3（2021）年4月にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある方やその家族へ支援を行い、社会参加や自立の促進を図りました。ひきこもりへの支援にあたっては、様々な分野の関係機関との連携や相談窓口及びアセスメント機能の構築と普及啓発などの課題があるため、更なる検討を進める必要があります。

【計画期間における方向性】

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。
- ◆ 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。

《総合的な就業支援の取組の推進》

- ◆ 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションかわさき（かわさき若者サポートステーション）」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置づけられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

- ◆ 今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。
- ◆ 広くひきこもりに関する相談支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を中心に、児童、教育、労働などの様々な関係機関が相互に連携するネットワークの構築とともに、相談・アセスメント機能やカウンセリング・居場所機能の充実などを含め、ひきこもりの方に対する支援体制の充実を図ります。

【主な成果指標】

名称 （指標の出典）	現状 （直近の実績値）	計画期間における 目標値	指標の説明
学習支援・居場所づくり事業 利用者の高校等進学率 （健康福祉局調べ）	100% （令和2（2020）年度）	100% （令和7（2025）年度）	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値
だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合 （健康福祉局調べ）	73% （令和2（2020）年度）	75%以上 （令和7（2025）年度）	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合
民生委員児童委員の充足率 （健康福祉局調べ）	83.1% （令和2（2020）年度）	98.2%以上 （令和7（2025）年度）	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100（%）
障害福祉施設からの一般就労移行者数 （健康福祉局調べ）	271人 （令和元（2019）年度）	345人以上 （令和7（2025）年度）	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数（年合計）

具体的な事業

- (1)生活保護自立支援対策事業 (2)生活保護業務 (3)生活困窮者自立支援事業
 (4)雇用労働対策・就業支援事業 (5)民生委員児童委員活動育成等事業
 (6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 (7)更生保護事業 (8)障害者就労支援事業
 (9)障害者社会参加促進事業 (10) ひきこもり地域支援事業 (11)精神保健事業

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護受給者への就労支援や生活保護受給世帯等の小・中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、キャリアカウンセリングや就労トレーニング、意欲喚起を行うとともに、就労意欲や能力等を踏まえた求人開拓を行うなどきめ細かい支援を行います。 【現状】 様々な要因により、ただちに就労することが困難な生活保護受給者に対する各種就労支援事業の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>②生活保護受給世帯等の小・中学生に対する学習支援・居場所づくり事業の実施による高校等への進学支援 生活保護受給世帯の中学生の自立を支援するため、高校等への進学に向けた学習支援を行います。 【現状】 高校等への進学に向けた学習支援（市内15か所・週2日・1回2時間） 【R4(2022)以降】 国の動向等を踏まえた事業の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	生活保護業務 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	経済的に困難な状況にある人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護業務を適正に実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①生活保護制度に基づく、真に保護が必要な人に健康で文化的な最低限度の生活を保障する取組の実施 生活保護法の規定に従い、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、持続可能な社会保障制度として維持していくため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。 【現状】 健康で文化的な最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	生活困窮者自立支援事業 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①生活困窮者への就労・生活支援等の実施</p> <p>失業等により生活にお困りの市民の相談を行う「だいJOBセンター」を運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」の運営 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた体制整備と支援の実施 <p>【R4(2022)以降】社会状況や国の動向等を踏まえた体制整備と支援の実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	雇用労働対策・就業支援事業 (経済労働局：労働雇用部)	若年無業者、女性再就職、及び就職氷河期世代等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。 また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業の多様な人材の確保・活躍等の支援を行います。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進</p> <p>求職者へ個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施し、ニーズに沿った職業紹介を行う就業マッチングを実施します。</p> <p>【現状】総合的な就業支援の推進</p> <p>就職決定者数：現状（R2(2020)）412人</p> <p>【R4(2022)以降】求職者のニーズに応じた個別相談や職業紹介、セミナー等の総合的な就業支援の実施</p> <p>②「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の推進</p> <p>働くことに不安や悩みを持つ15～49歳の若年無業者や保護者等を対象に、カウンセリングや職業・職場体験等を行い、高等学校や関係機関等と連携しながら無業化の未然防止や職業的自立支援を行います。</p> <p>【現状】若年無業者の職業的自立支援の推進</p> <p>進路決定数：現状（R2(2020)）115人</p> <p>【R4(2022)以降】個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施</p>	



コネクションズかわさきで実施した校内企業説明会

③若者、女性、高齢者、就職氷河期世代など多様な人材と市内企業とのマッチング機会等の創出

市内企業の多様な人材確保・活躍に向けた支援事業と連携し、若者、女性、中高年齢者等の対象区分ごとのマッチング機会を創出し、求職者の各層に応じた就業支援を行います。

【現状】

- ・就業支援の実施
- ・多様な人材の確保・活躍支援の実施

【R4(2022)以降】就業支援と連携した市内企業の多様な人材の確保と活躍等の支援の実施

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(5)	<p align="center">民生委員児童委員活動 育成等事業 <small>(健康福祉局：地域包括ケア推進室)</small></p>	<p>地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①民生委員児童委員の適正配置の実施</p> <p>地域の身近な相談相手であり、行政や関係機関とのパイプ役でもある民生委員児童委員の適正配置に努めます。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員に向けた調整や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化 ・活動環境の向上等の取組の検討 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増員に向けた調整や欠員対策の実施 ・検討結果を踏まえた取組の推進 	<p>②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援</p> <p>民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援を通じて地域福祉の推進を図ります。</p> <p>【現状】 民生委員児童委員の育成・支援</p> <p>【R4(2022)以降】 継続実施</p>

	<p>③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 効果的な研修の開催や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。 【現状】効果的な研修の実施及び広報の強化 【R4(2022)以降】 ・行政・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会の連携による効果的な研修の実施 ・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(6)	<p>自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)</small></p>	<p>自殺対策総合推進計画に基づき、地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①自殺の防止等に関する市民の理解の増進 自殺予防に関する普及啓発事業を実施し、自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図ります。 【現状】情報収集と効果的な普及啓発の推進 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人）を養成するため等の市民向け講座や、民間事業者や市職員向けの講座の実施を通じて、自殺防止等に関する人材の確保・養成及び資質の向上を図ります。 【現状】取組の実施 <u>ゲートキーパー講座開催回数：現状（R2(2020)）6回</u> <u>民間事業者、職能団体等への講座開催回数：現状（R2(2020)）4回</u> 【R4(2022)以降】ゲートキーパー講座の開催</p> <p>③自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実 支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットの作成・配布や、関係機関による連携体制を構築することにより、自殺未遂者やその家族への対策の充実を図ります。 【現状】自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>④「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策の更なる推進を図るため、計画を策定し、必要な施策を推進します。 【現状】第3次川崎市自殺対策総合推進計画の策定（R3(2021)3月） 【R4(2022)以降】第3次川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組の推進、計画改定に向けた取組の実施</p>	

第4章（計画の推進に向けた施策の展開）

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(7)	<p style="text-align: center;">更生保護事業 (健康福祉局：地域包括ケア推進室)</p>	<p>犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①保護司会等、更生保護関係団体への支援 保護司会等、更生保護関係団体への支援を行い、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を推進します。 【現状】支援の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>②社会を明るくする運動の実施 社会を明るくする運動を通して、各団体と連携しながら犯罪予防のための世論の啓発や学校や町内会・自治会との連携による地域社会の安全を推進します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p> <p>③再犯防止推進計画に基づく取組の推進 令和2(2020)年2月に策定した「川崎市再犯防止推進計画」(R2～R6)に基づき、各種取組を進めるとともに、川崎市再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画に関する意見を聴取するとともに、市内における再犯防止関係団体ネットワークづくりを推進します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(8)	障害者就労支援事業 (健康福祉局：障害者社会参加・就労支援課)	一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の特性に応じた就労を推進します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①障害者等の特性に応じた就労支援の実施 就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした、一般就労に向けた支援を実施します。また、「短時間雇用プロジェクト」の実施等により、多様な働き方を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた支援の実施 ・短時間雇用求人の開拓と障害者とのマッチングの実施 <p>【R4(2022)以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施 ・障害者の特性に応じた多様な働き方の推進 <p>②障害者雇用を行う企業への支援の実施 障害のある方が企業において就労・定着するために企業向けの雇用支援を実施するとともに、市内中小企業を中心に、障害者雇用についての情報交換等を行う会議を行います。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援 <p>ネットワーク会議開催回数：現状（R2(2020)）3回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム（K-STEP）の普及・啓発 <p>【R4(2022)以降】 障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による企業への支援</p> <p>③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組 障害者共同受注窓口との連携による、障害福祉サービス事業所における工賃向上に向けた取組を推進します。</p> <p>【現状】 工賃向上の取組の推進</p> <p>販売会開催回数：現状（R2(2020)）1回</p> <p>【R4(2022)以降】 障害福祉サービス事業所向けの業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした工賃向上に向けた取組の実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
9	<p align="center">障害者社会参加促進事業 <small>(健康福祉局：障害者社会参加・就労支援課)</small></p>	<p>障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者週間記念事業や障害者スポーツの普及・啓発に向け、活動の場の充実や情報の提供等に取り組みます。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
<p>①障害者社会参加推進協議会の実施 障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、障害者社会参加推進協議会を実施します。 【現状】 障害者社会参加推進協議会の開催 <u>開催数：現状（R2(2020)）2回</u> 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>②障害者週間記念のつどいの開催 障害のある方への理解を深めるとともに、障害のある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者週間記念のつどい」を開催します。 【現状】 障害者週間記念のつどいの開催 <u>開催数：現状（R2(2020)）1回</u> 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>③障害者作品展の開催 障害者が作成した個人作品を広く一般に公開することにより、文化交流及び障害者の社会参加を図り福祉の向上に寄与することを目的とし、障害者の制作した作品の展示を行います。 【現状】 障害者作品展の開催 <u>開催数：現状（R2(2020)）1回</u> 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施 障害者レクリエーション教室や各種スポーツ教室・障害者作品展等を開催し、日常生活上必要な様々な訓練や指導などを行います。 【現状】 生活訓練等事業の実施 <u>参加者数：現状（R2(2020)）1,546人</u> 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施 差別や偏見をなくし、障害者の気持ちに寄り添ってサポートをする「心のバリアフリー」の理念を踏まえて、障害者支援を実施します。 【現状】 神奈川県内共通の「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の配布・普及 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>⑥コミュニケーションの支援の実施 手話通訳者などの派遣や養成、各種の情報提供等により、視覚障害者や聴覚障害者の社会参加促進を図ります。 【現状】 視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進 【R4(2022)以降】 継続実施</p>		

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(10)	ひきこもり地域支援事業 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)	広くひきこもり状態にある方や家族からの相談に対し、「ひきこもり地域支援センター」が関係機関との支援ネットワークを構築しながら適切な支援機関へつなぐ相談支援に取り組みます。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施</p> ひきこもり当事者やその家族等への電話・面接・家庭訪問等による支援を行うとともに、当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 【現状】ひきこもりに関する一次相談と適切な支援機関へのつなぎの実施 【R4(2022)以降】継続実施 <p>②ひきこもり支援ネットワークの構築</p> ひきこもり支援の相談・連携体制が効果的に機能するようネットワークの構築を進めます。 【現状】ひきこもり支援ネットワーク構築準備会の開催による協議の継続 会議開催回数：現状(R2(2020)) 8回 【R4(2022)以降】ネットワークの構築に向けた取組の推進 <p>③ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施</p> ひきこもりに関する講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援等に関する市民の理解の増進および支援者の養成及び資質の向上を図ります。 【現状】市民向け講演会や研修の実施 講演会開催回数：現状(R2(2020)) 1回 研修開催回数：現状(R2(2020)) 1回 【R4(2022)以降】継続実施	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(11)	精神保健事業 (健康福祉局：精神保健課)	地域みまもり支援センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施</p> 各区地域みまもり支援センター高齢・障害課において、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導を行います。 【現状】相談・指導の実施 【R4(2022)以降】継続実施 <p>②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進</p> 自殺や精神保健に関する知識が十分にいきわたるよう、精神保健福祉従事者向けの研修機会の確保による人材育成を図るとともに、関係機関とのネットワークの形成を推進します。 【現状】取組の実施 【R4(2022)以降】継続実施	

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

◆施策9 障害福祉サービスの充実

【施策の概要】

障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉サービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。

【現状と課題】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活を送るため、各種相談を充実させながら、日中活動の場である生活介護事業所や住まいの場であるグループホーム、相談や短期入所、地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点を整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等と連携してサービスの質の向上を図るなど、障害者の地域生活支援の充実を図っています。支援を必要とする障害者の増加とともに、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいることから、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズを踏まえた支援体制を構築する必要があります。
- ◆ 障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向けて、軽度の障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供できるよう、子ども発達・相談センターの設置を進めています。また、市内4か所にある地域療育センターではより専門的な支援を行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者では、身近な地域で発達段階に応じた療育支援を行っています。医療技術の進歩や障害に対する理解の深まり等に伴う障害児として診断・判定される子どもの大幅な増加や支援ニーズの多様化に対応するため、障害の特性や子どもの育ちの状態に応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要があります。

【計画期間における方向性】

《障害福祉サービスの充実》

- ◆ 障害のある方の在宅生活を支えるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを安定的に提供する体制を引き続き確保するとともに、障害のある方の支援ニーズの多様化などを踏まえ、サービスの充実に努めます。
- ◆ 新規の相談が増加している軽度・要観察の知的・発達障害のある児童に対する支援を行う地域の拠点として、子ども発達・相談センターの設置に取り組むとともに、中重度の児童に対しては、地域療育センターを中心とした療育体制の確保に努めます。障害のある子どもに対して、障害の特性や育ちの段階（ライフステージ）に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるよう、障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体制を構築します。
- ◆ 令和3（2021）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育・教育分野において設置者等の責務が明確化されるとともに、国・自治体の責務が明確化されました。そのため福祉分野での医療的ケア児（者）の支援の拡充を図るために、専門相談機関を新たに設置・運営し、関係機関と連携した支援を展開することで、支援体制の充実を図ります。また、全市的な取組である「医療的ケア児連絡調整会議」の円滑かつ効果的な実施及び医療的ケア児（者）の実

態把握の継続等を通じて、医療的ケア児（者）の現状や課題を把握し、今後の取組の充実に向けた検討を行います。

【主な成果指標】

名称 (指標の出典)	現状 (直近の実績値)	計画期間における 目標値	指標の説明
日中活動系サービスの利用者数（健康福祉局調べ）	6,142人/月 (令和2（2020）年度）	7,254人/月以上 (令和7（2025）年度）	日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）

具体的な事業

- (1)障害者日常生活支援事業 (2)障害児施設事業 (3)発達障害児・者支援体制整備事業
(4)地域療育センター等の運営

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(1)	障害者日常生活支援事業 (健康福祉局：障害福祉課)	障害者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスを提供します。
	計画期間中の主な取組	
	<p>①障害者のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組の推進</p> <p>地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営を支援する取組を推進します。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅支援サービス、移動支援サービス等の実施 ・ショートステイ事業の実施 ・グループホーム事業の実施 <p>【R4(2022)以降】持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供による地域生活支援の実施</p>	

No	事務事業名(所管課)	事業概要
(2)	<p>障害児施設事業 (健康福祉局：障害計画課)</p>	<p>障害児の地域生活や施設における日常生活を支えるため、障害（児）福祉サービスを提供します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①障害児の地域生活等を支えるための障害（児）福祉サービスの実施 様々な障害（児）福祉サービスや医療費の給付を行うことによって、障害や発達に不安のある子どもの成長・発達を支える取組を推進します。 【現状】 ・給付費等の支給 ・医療的ケア児（者）の支援に向けた取組の検討と実施 【R4(2022)以降】 ・持続可能な制度の構築を図りながら、サービスの提供等による地域生活支援の実施 ・医療的ケア児（者）の実態を踏まえた支援の実施</p> <p>②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の充実 障害児の地域生活等を支援するために、利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所を充実します。 【現状】 障害児相談支援事業所の充実 事業所数：現状（R2(2020)）計54か所 【R4(2022)以降】 障害児相談支援事業所の充実</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(3)	<p>発達障害児・者支援体制整備事業 (健康福祉局：障害計画課)</p>	<p>「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①「発達相談支援センター」における相談支援の実施 発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら相談・支援を行います。 【現状】 支援の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p> <p>②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備についての協議等を行います。 【現状】 取組の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p>	

	<p>③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施 幼稚園・保育所等の職員を対象として、発達障害の知識習得等を目的に研修を実施します。 【現状】 取組の実施 【R4(2022)以降】 継続実施</p>	
No	事務事業名(所管課)	事業概要
(4)	<p>地域療育センター等の運営 <small>(健康福祉局：障害計画課)</small></p>	<p>障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供するための体制を構築します。</p>
	<p>計画期間中の主な取組</p>	
	<p>①地域療育センター（4か所）における専門的・総合的な療育相談支援の実施 指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営を行い、療育相談支援を提供します。 【現状】 ・療育に関する相談支援の実施 ・地域の関係機関に対する支援の実施 【R4(2022)以降】 ・障害児や発達に不安のある児童などに対する相談・診察・訓練等の支援の実施 ・地域の関係機関への技術援助と情報提供の実施</p> <p>②子ども発達・相談センターの整備と連携体制の構築 地域療育センターが中重度の障害児支援に重点をおいた対応ができるよう、地域療育センターで対応してきた軽度の障害児、要観察児を主な対象とした相談支援機関として、「子ども発達・相談センター」を順次設置・運営し、適切な支援を提供します。 【現状】 ・子ども・発達センターの整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">子ども発達・相談センターの整備か所数：現状（R3(2021)）計2か所（川崎区、幸区）</div> ・相談・支援の実施と地域の機関との連携 【R4(2022)以降】 子ども発達・相談センターの整備と安定的な運営、地域の機関との連携</p>	

第5章



子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

3つの課題から捉えた子ども・若者への対応について

すべての子ども・若者が健やかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特に子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、子どもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けた様々な取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、1つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、様々な個別課題を取り除く支援を1人ひとりきめ細かに行っていくことが必要です。

そのため、3つの課題をそれぞれの角度から横断的に捉えつつ、子ども・若者や子育て家庭を中心に対応策を捉え、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を総合的に推進していきます。

なお、本章は、4章の施策体系別に紐付けた事務事業を部局横断的に捉え、3つの課題解決に直接寄与するという視点から取組ベースで記載したものです。

課題1 子どもの貧困

平成29（2017）年11月に策定した「子どもの貧困対策の基本的な考え方」に基づき、経済的な問題のみならず、子どもやその家庭が抱える多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという視点で、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策を推進してきました。さらに、コロナ禍の影響等により、生活に困窮する家庭は増加及び多様化し、周囲から家庭の状況が見えづらく、支援が届きにくい状況にあることから、必要な人に必要な支援が届くよう、相談機関等による支援の充実と連携の強化等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援	1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実 ア ひとり親家庭等への支援 イ 生活保護受給世帯への支援 ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援 エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援
II 地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保	2 地域における支え合いのしくみづくり ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり
III 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応	3 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化） イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）
IV 「子どもの貧困」に資する取組の推進	4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進 イ 保育・幼児教育の推進 ウ 学校教育の推進

課題2 児童虐待

平成24（2012）年10月、「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童家庭支援・児童虐待対策を強化してきましたが、児童虐待の相談・通告件数は増加の一途をたどっており、また、支援を要する子ども・家庭の多様な生活課題も顕在化してきていることから、これらの課題と児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談所の更なる体制強化と、地域に身近な子育て支援の充実、区役所における専門的な相談支援体制の構築など、未然防止の取組を併せて示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 子ども・子育てを支援する地域づくり	1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用 2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進 イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進 ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発
II 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成	3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援 イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応 ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応 エ 地域の見守り体制の構築・充実 オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実 4 専門的支援の充実・強化 ア 児童及び保護者に対する支援 イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応 ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化 エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施 オ 総合的なアセスメントの強化 カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化 キ 警察や検察と連携した対応の充実 5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実 イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり ウ 関係機関における人材育成
III 自立に向けた専門的支援の充実	6 社会的養育・自立支援の充実 ア 親子関係再構築の取組の推進 イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進 ウ 里親制度の推進と里親支援の充実 エ 要保護児童の自立に向けた支援 7 地域・広域連携等の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化 イ 他の自治体と連携した対応の充実

課題3 困難な課題を抱える子ども・若者

平成27（2015）年2月20日に発生した中学生死亡事件の再発防止・未然防止策として、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援の推進を図ってきましたが、子ども・若者を取り巻く社会状況がさらに複雑化・深刻化する中、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラー[※]など、新たに表出した困難な課題等も含めた取組について示しています。

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・若者を見守り・支える体制の強化	1 子ども・若者の居場所の充実
	2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり
	3 地域の見守り体制の強化
Ⅱ 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実	4 専門的な相談・支援体制の充実 ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化 イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化 ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化 エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化
	5 専門的支援ネットワークの構築

[※] ヤングケアラー…法令上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

1 子どもの貧困対策の推進

（1）これまでの経緯

ア 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施

日本における子どもの貧困率が13.5%（約7人に1人）と、経済協力開発機構（OECD）の平均12.8%を上回り国際的にも高い水準であるなど、全国的な課題となっていた中、本市では平成29（2017）年、子どもや子育て家庭の生活状況等を把握するため、調査を実施しました。

アンケート調査からは、所得水準により、孤食や虫歯の有無等の生活習慣や学習習慣・学習理解度等に格差が生じていることが明らかになりました。また、支援者に対するヒアリングからは、貧困の状況にある家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じ、かつ援助希求が出しづらいために社会から孤立する傾向にあることがうかがえました。こうした家庭環境のもとにおいては、子どもが、成長・発達の過程で適時適切に身に付けていくべき愛着関係や基本的な生活習慣、基礎学力、自己肯定感等が形成されづらい傾向にあるほか、家庭にも学校にも居場所がなく、良質なロールモデルが存在しないといった、子どもの貧困の多様な側面と複雑な問題性がうかがえました。

イ 「川崎市子ども・若者生活調査」の分析

平成29（2017）年8月にこれらの調査結果を分析したところ、所得格差が子どもの基本的な生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼすものの、子どもの貧困という問題を捉えるにあたっては、経済的困窮という事実のほか、様々な要因が関連しながら生じていること、子どもの社会的自立の阻害要因がそうした本人の意思や努力等によらないところで生じている、という視点を持つ必要があるとされました。

また、社会的自立に必要な学力（認知能力）以外の能力（意欲、やりぬく力などの非認知能力）は、本来、保護者から子どもへと継承される（「社会的相続」という。）ことが一般的ですが、保護者自身も幼少期の家庭環境等が要因で、これらの能力を適切に身に付けられなかった場合、いわゆる「貧困の連鎖」が生じることが懸念されることから、貧困の連鎖を防止するための対応策を検討するにあたっては、子どもが自立するために必要な力を育む養育を家庭のみに担わせるのではなく、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子ども一人ひとりの成長・発達段階に応じて切れ目なく、教育・福祉・保健・医療・雇用等、様々な分野が連動し重層的に支援を行っていく必要があり、特に、行政の役割として、母子保健や学校教育など、子どもの成長・発達を支える基盤制度の底上げと、地域から孤立し援助希求行動を出しづら家庭等に対しても必要な支援が確実に届くよう、アウトリーチの考え方による支援を行い、地域を巻き込みながら社会的相続を補完していく視点が必要であるとされました。

ウ 「子どもの貧困対策に関する基本的な考え方」の策定

分析結果をふまえ、平成29（2017）年11月に「子どもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題の一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策について、平成30（2018）年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく52の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

ひとり親家庭の支援施策を再構築し新たに通勤交通費助成制度等を創設したり、生活保護受給世帯等に対する学習支援事業の実施場所や対象年齢を拡大するなど、生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで子どもたちの学びや体験をサポートする地域の寺子屋事業の実施箇所数を増やすなど、地域における支え合いのしくみづくりに取り組みました。

また、児童福祉司等を増員し児童相談所の体制強化を図るなど、相談機関等による支援の充実と連携の強化を図るとともに、子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実に取り組みました。

（3）前期計画策定後の本市の状況

ア 子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況

令和元（2019）年国民生活基礎調査によると、子どものいるひとり親世帯の相対的貧困率は48.1%、所得状況についても、子どものいる一般世帯（745.9万円）と比べて母子世帯は306万円と、経済的に困窮している状況にあり、コロナ禍によりその状況がさらに悪化している恐れがあります。

また、生活に困難を抱えるとされる、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設入所者等における大学等進学率は、全国的に一般世帯が83.5%（2020年文部科学省「学校基本調査」）と過去最高を更新する一方で、ひとり親世帯58.5%（2016年厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」）、本市の生活保護世帯50.3%（令和2（2021）年度）、本市の児童養護施設入所者32.1%（令和2（2021）年度）と、いまだ大きな差があり、教育格差は解消されていない状況にあります。

イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年11月、子どもの貧困に関する状況も含め、本市の子ども・若者や子育て家庭の生活状況、生活意識等について調査を実施しました。

調査結果からは、所得が低い層においてひとり親世帯の占める割合が高いことや、これらの層が公共料金の支払いが滞ったり生活必需品が買えなかった経験があるなど、日々の生活に困難を抱えているといった状況のほか、親の所得と子どもの家庭における学習時間、学習の理解度や学校の成績との間に相関関係が見られた一方で、子ども自身の現在の生活に対する満足度や将来の夢の有無等については、所得分類別の差異は見られませんでした。

また、調査結果を分析したところ、未就学児の親については、居住年数が少ない人や保育所等に子どもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みごとがあると回答した割合が高いことから、地域から孤立し一人で悩みを抱え込んで子育てをしている状況が推察されます。

●居住年数と近所付き合いの有無

(n=2,218)

	近所の人との交流		合計	
	交流がある	まったく付き合いがない		
居住年数	1年未満	74.24%	25.76%	100.00%
	3年未満	76.79%	23.21%	100.00%
	5年未満	82.40%	17.60%	100.00%
	10年未満	89.70%	10.30%	100.00%
	20年未満	93.06%	6.94%	100.00%
	20年以上	88.89%	11.11%	100.00%
	合計	86.74%	13.26%	100.00%

●施設の利用状況と近所付き合いの有無 (n=2,187)

		近所の人との交流		合計
		交流がある	まったく付き合いがない	
施設の利用	保育所や幼稚園に預けている	90.01%	9.99%	100.00%
	保育所や幼稚園に預けていない	79.73%	20.27%	100.00%
合計		86.83%	13.17%	100.00%

●近所付き合いの有無と同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを同年代の子どもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	67.80%	32.20%	100.00%
	まったく付き合いがない	44.87%	55.13%	100.00%
合計		63.34%	36.66%	100.00%

●近所付き合いの有無と安心して預けられる人や場所が少ないに関する心配ごとや悩みごと (n=802)

		子どもを安心して預けられる人や場所がないことに関する心配ごとや悩みごと		合計
		ない	ある	
近所の人との交流	交流がある	65.48%	34.52%	100.00%
	まったく付き合いがない	55.77%	44.23%	100.00%
合計		63.59%	36.41%	100.00%

また、就学児童とその親については、進学や就職等、親の将来に対する考え方と子どもの将来に対する考え方には関連が見られたことから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（小学5年生） (n=2,558)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	46.62%	32.43%	8.56%	6.31%	6.08%	100.00%
	まあそう思う	32.44%	32.78%	12.40%	10.93%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.48%	30.67%	13.63%	13.93%	16.30%	100.00%
	そう思わない	18.53%	27.62%	18.88%	23.43%	11.54%	100.00%
	合計	31.51%	31.59%	12.78%	12.31%	11.81%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（小学5年生） (n=2,552)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	38.05%	30.44%	12.04%	7.79%	11.68%	100.00%
	まあそう思う	29.67%	36.34%	11.54%	11.00%	11.45%	100.00%
	あまりそう思わない	25.55%	34.42%	13.59%	14.03%	12.41%	100.00%
	そう思わない	23.88%	31.34%	14.93%	18.91%	10.95%	100.00%
	合計	29.98%	34.13%	12.46%	11.72%	11.72%	100.00%

●大学を出ないとよい仕事につけないと思う（中学2年生） (n=2,757)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	49.89%	30.57%	7.82%	7.82%	3.91%	100.00%
	まあそう思う	34.61%	39.73%	10.91%	10.40%	4.35%	100.00%
	あまりそう思わない	24.56%	37.59%	15.79%	15.91%	6.14%	100.00%
	そう思わない	21.08%	31.05%	15.67%	23.36%	8.83%	100.00%
	合計	32.39%	36.56%	12.44%	13.24%	5.37%	100.00%

●希望する学校や会社に入れるか不安だ（中学2年生） (n=2,748)

		子ども					合計
		そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	
保護者	そう思う	51.30%	28.87%	7.68%	4.96%	7.19%	100.00%
	まあそう思う	46.27%	34.81%	6.72%	5.24%	6.96%	100.00%
	あまりそう思わない	42.16%	33.08%	10.40%	7.18%	7.18%	100.00%
	そう思わない	40.84%	30.89%	8.38%	9.95%	9.95%	100.00%
合計		46.58%	32.46%	7.82%	5.86%	7.28%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（小学5年生） (n=2,592)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.47%	30.13%	17.31%	20.51%	10.58%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	23.16%	37.87%	16.18%	12.13%	10.66%	100.00%
	大学またはそれ以上	34.56%	31.44%	14.12%	11.23%	8.66%	100.00%
	まだわからない	24.24%	27.69%	14.60%	17.63%	15.84%	100.00%
合計		28.90%	30.90%	14.85%	14.24%	11.11%	100.00%

●将来望む学歴と自己肯定感（中学2年生） (n=2,776)

		自分のことが好きだ					合計
		そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない	
望む学歴	高校まで	21.91%	25.44%	19.08%	25.09%	8.48%	100.00%
	短大・高専・専門学校まで	16.23%	27.92%	21.75%	23.38%	10.71%	100.00%
	大学またはそれ以上	20.33%	30.80%	21.33%	19.07%	8.47%	100.00%
	まだわからない	16.24%	28.76%	19.63%	20.30%	15.06%	100.00%
合計		19.16%	29.50%	20.79%	20.43%	10.12%	100.00%

（4）国の動き（子供の貧困対策に関する大綱の改定）

令和元（2019）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26（2014）年1月施行）が改正され、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえて、子どもの貧困対策を推進する必要があることが明記されるとともに、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されており、本計画についても、法第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画」を包含しています。

令和元（2019）年11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施していくことが掲げられました。

また、親の妊娠・出産期から、早期に適切な支援へつないでいく必要があり、子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築することが必要であること、親の健康状態の悪化により貧困に陥ってしまう、家族の世話に追われる子どもがいる、子どもやその親に障害がある、日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であること、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが、新たに大綱に盛り込まれました。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの取組や国の大綱等を踏まえ、基本的な考え方及び取組の方向性については、前期計画を引き続き継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、本市の状況等を踏まえた、相談機関等による支援の充実と連携の強化等、取組を効果的に推進します。

〈基本的な考え方Ⅰ〉

生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援

すべての子どもが健やかに成長し社会的に自立できるよう、母子保健や学校教育等の基盤制度が確立されていますが、所得格差が子どもの基本的な生活習慣や学習、進学・自立に一定程度影響を及ぼしており、コロナ禍の影響により、経済的に困窮する家庭が増加傾向にあります。

さらには、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じた結果、生活に困窮していることから、経済的支援のほか、多様な課題に対し様々な支援を総合的に行っていく必要があります。

また、こうした家庭環境のもと、不安定で困難な生活を強いられている子どもは、本来、親から子どもへ引き継がれる「社会的相続」が適切になされず、安定した生活を送っている子どもと比較して、成長の速度や身に付ける能力に格差が生じる可能性があり、特に、意欲ややりぬく力、社会性などの「非認知能力」の習得に大きな格差が生じる恐れがあることから、困難な生活状況に置かれた子どもの社会的自立に向けた様々な支援が必要です。

【取組の方向性1】

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

経済的な問題に加え、様々な生活課題が生活困窮の要因となっている子どもや子育て家庭に対し、経済的な支援のほか、保護者に対する生活支援、就労支援や、子どもの社会的自立に向けた学習支援など、多様な課題に対応する支援に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅱ》

地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、援助希求行動が乏しく社会から孤立しがちな傾向にあることから、家庭の状況が周囲から見えずらく支援が届きにくい状況にあります。また、保護者の疾病や障害、養育力等の問題により、子どもは、成長・発達の過程で育まれる愛着形成、信頼関係、自己肯定感や、適時適切に身に付けていくべき基本的な生活習慣や基礎学力等が形成されない場合があるなど、社会的自立に必要な能力が親から子へ適切に引き継がれない状況が見受けられます。なかには、家庭や学校に安全・安心に過ごせる居場所がなく、良質なロールモデルが身近に存在しないケースもあり、社会から孤立している状況が懸念されます。

そのため、あらゆる地域資源を活用し、子育て家庭を早くから地域の交流の場等につなげ、子育ての不安感や負担感を取り除き、乳幼児期の子どもに必要な親子間の愛着関係の形成を促すことや、子どもが安全・安心に過ごせる居場所を確保し、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得て、社会的自立に必要な能力が身に付くよう、地域を巻き込みながら社会的相続を補完する取組が必要です。そして、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげることが必要です。

【取組の方向性2】

地域における支え合いのしくみづくり

家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、子育て家庭を孤立させないつながりづくりに取り組むとともに、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。また、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を地域社会全体で支えます。

〈基本的な考え方Ⅲ〉

支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が複雑に絡み合っており、生活が困窮している状況にある傾向にあり、保護者の成育歴や疾病・障害等の状況によっては、援助希求行動を起こすことができない、SOSを発信することができないという課題も抱えています。

支援が必要でありながら、支援が届いていない子どもや子育て家庭が、地域で孤立することなく、安定した生活を送るためには、地域と関係機関が連携し、子どものちょっとした変化に気づくことで、地域の中で支援が必要な家庭を把握し、適切な支援につなげていくことが必要です。

また、子どもや保護者それぞれの状況を的確に見きわめ、どのような支援につないでいくかという専門職によるアセスメントを踏まえ、個々の家庭や子ども・若者の状況に応じ、様々な専門性・得意分野を持った複数の専門職や相談機関が連携して対応していく必要があります。

【取組の方向性3】

相談機関等による支援の充実と連携の強化

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行えるよう、市民に身近な相談機関や、様々な専門的な相談機関における支援の充実を図るとともに、複雑・多様な生活課題に対し対応できるよう、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関の連携強化に取り組めます。

〈基本的な考え方Ⅳ〉

「子どもの貧困」に資する取組の推進

母子保健、保育・幼児教育、学校教育は、生活が困窮している子どもや子育て家庭に特化した制度ではありませんが、子どもの成長・発達過程において、母子保健や保育・幼児教育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的生活習慣や人格形成に、学校教育は、学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしており、すべての子どもの健やかな成長を根幹から支える基盤制度であることから、「子どもの貧困」に資する取組として大きな役割を担っています。

また、困難な状況を抱える子どもや子育て家庭を発見し、専門的な支援につなぐことができる基盤でもあることから、予防的な視点を持って取り組む必要があります。

〔取組の方向性4〕

子どもの成長を支える基盤制度の充実

母子保健、保育・幼児教育、学校教育といった、すべての子どもの健やかな成長を支える基盤制度について、「子どもの貧困」に資する取組として、予防的視点を持って制度の底上げを図ります。

取組の方向性 1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

ひとり親家庭等は、経済的困窮に加え、家事や育児の負担が大きく、子どもに関わる時間と精神的なゆとりが十分に確保できないなど、様々な生活課題を抱えており、コロナ禍によりその状況はさらに悪化しています。そのため、ひとり親家庭等の自立に向けて、経済的支援をはじめとする様々な支援に総合的に取り組みます。

生活保護受給世帯については、保護者に対する生活支援や就労支援に取り組むほか、子どもに対し、学習支援や高校進学後の相談支援など、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、「家庭養育優先の原則」に基づき、里親制度等を一層推進するとともに、施設養育を必要とする子どもに対しても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう取り組みます。また、将来の自立に向け、経済的支援のほか学習支援や就労支援等に取り組みます。

その他、住宅困窮者等に対する支援や、経済的理由等により就学が困難な児童生徒に対する就学援助・奨学金制度、生活困窮者に対する就労支援等、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

ア ひとり親家庭等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>ひとり親家庭等の自立支援の推進 <small>（こども未来局：こども家庭課、こども保健福祉課）</small></p>	<p>〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。 ● ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。 ● ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。 ● ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。 ● 養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。 ● ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。 ● 母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。

イ 生活保護受給世帯への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
生活保護受給世帯の自立支援の推進 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔生活保護自立支援対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ● 生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
生活保護による支援の充実 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔生活保護業務〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。

ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
里親及び施設等による代替養育の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 〔児童養護施設等運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。 ● 施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。
社会的養護による自立支援の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔児童養護施設等運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。 ● 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。 ● 市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援 <small>(まちづくり局：市営住宅管理課)</small></p>	<p>〔市営住宅等管理事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。
<p>民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援 <small>(まちづくり局：住宅整備推進課)</small></p>	<p>〔民間賃貸住宅等居住支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅セーフティネット法に基づき設立した、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。 ● ひとり親世帯、DV 被害者等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。
<p>就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進 <small>(教育委員会事務局：学事課)</small></p>	<p>〔就学等支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。 ● 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。 ● 高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間（全日制の場合は最長1年間）「学び直し支援金」（授業料）を支給します。 ● 市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。
<p>だい JOB センターを活用した生活困窮者への支援の推進 <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></p>	<p>〔生活困窮者自立支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

地域から孤立し、だれからの協力も得られず一人で子育てしながら悩みを抱えている家庭に対しては、早期に地域と接する機会や交流の場につなげることが必要であることから、地域の子育てボランティア等と連携し、各区地域みまもり支援センター、地域子育て支援センターや保育所等、様々な場所や機会を捉えて、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できるよう、子育て家庭を孤立させないつなぎづくりに取り組みます。

学齢期の子どもが、様々な人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら、社会的自立に必要な能力（基礎学力のほか、やりぬく力や自信、自己肯定感等の非認知能力）を身に付けられるよう、こども文化センターや学校の教室等を活用し、地域住民を巻き込みながら、様々な経験や体験の機会を与える“きっかけ（場）”づくりに取り組むなど、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりを進めます。

生活に困難を抱える子どもや子育て家庭は、コロナ禍による生活環境の変化等に伴い、さらに家庭の状況が周囲から見えにくく、支援が届きにくい恐れがあることから、支援の狭間に陥りがちな子どもや子育て家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、地域で様々な活動を行う団体等とつながりながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア 子育て家庭を孤立させないつなぎづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
地域における支援体制づくりの推進 <small>（こども未来局：企画課）</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。
保育所による地域の子育て支援の推進 <small>（こども未来局：保育第1課、運営管理課）</small>	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 ● 地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。
ボランティア等による子育て支援の推進 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。

イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔こども文化センター運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。
<p>地域との連携による放課後の居場所づくりの推進 <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔わくわくプラザ事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
<p>青少年関係団体による青少年の健全育成の推進 <small>（こども未来局：青少年支援室）</small></p>	<p>〔青少年活動推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。
<p>地域の創意工夫を活かした学校運営の推進 <small>（教育委員会事務局：教育政策室）</small></p>	<p>〔地域等による学校運営への参加促進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営を推進します。
<p>地域資源を活かした学校づくりの推進 <small>（教育委員会事務局：指導課）</small></p>	<p>〔地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。
<p>地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上 <small>（教育委員会事務局：生涯学習推進課）</small></p>	<p>〔地域における教育活動の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。
<p>地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 <small>（教育委員会事務局：生涯学習推進課）</small></p>	<p>〔地域の寺子屋事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。

ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり

推進項目	計画期間中の主な取組
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。
地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。
地域における主体的な活動の促進 <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。

取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

子どもの貧困の問題は、経済的な問題に加え、子どもやその家庭が抱える多様な課題が背景にあることから、身近な相談・手続きの窓口である各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業や児童扶養手当業務、児童家庭相談、生活保護業務など、様々な相談支援業務を通じて、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題が重症化しないよう未然に防止するとともに、多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を個別的・専門的に行います。

また、未就学児期・学齢期それぞれにおいて、子どもが日中主に過ごす地域の居場所や学校等において相談支援を実施するとともに、児童虐待や障害、精神保健、雇用など、個々の専門領域に関する相談支援を一層推進します。

その上で、子どもや子育て家庭が抱える複雑・多様な生活課題に対し、身近な相談機関やそれぞれ高度な専門性を持った相談機関、子どもの所属先や地域に根ざし独自のノウハウを培ってきたNPO法人等、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを進めます。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援 <small>（こども未来局：運営管理課）</small></p>	<p>〔公立保育所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
<p>学校生活に関わる相談・支援の充実 <small>（教育委員会事務局：総合教育センター）</small></p>	<p>〔児童生徒支援・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 ● 支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 ● 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。
<p>児童家庭相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
<p>地域に根ざした相談支援の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。
<p>児童相談所による専門相談支援の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。
<p>女性相談の体制強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔女性保護事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
総合的な就業支援の推進 (経済労働局：労働雇用部)	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
精神的健康の保持・増進 (健康福祉局：精神保健課)	〔精神保健事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。
「社会的ひきこもり」等への支援の推進 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)	〔ひきこもり地域支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。
障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実 (健康福祉局：障害計画課、障害者施設指導課)	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実に努めます。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達が気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実にに向けた取組を推進します。
医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実 (健康福祉局：障害計画課)	〔障害児施設事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児(者)を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実に努めます。 ● 「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ● 各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。
<p>児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ● 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。 ● 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。
<p>ひきこもり等に関するネットワークの強化 <small>（健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター）</small></p>	<p>〔ひきこもり地域支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。

取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

乳幼児期における親子間の愛着形成や信頼関係の構築に向け、母子保健における様々な取組を通じ、子どもの心身の成長・発達を見守り支え、保護者の育児に対する負担感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。

乳幼児期における基本的な生活習慣の習得や人格形成に向け、保育所や幼稚園が培ってきたノウハウを活かし、すべての子どもが質の高い保育・教育を受けられる環境を整え、子どもの健やかな成長を支援します。

学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に向け、学校教育を通じ、基礎学力の定着に向けた取組を進め、子どもが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を実践します。

ア 母子保健の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>出産・育児に関わる相談・支援の充実と関係機関との連携の推進 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small></p>	<p>〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 〔母子保健指導・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ● 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。 ● 両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。 ● 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ● 乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。 ● 母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 ● 健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。

イ 保育・幼児教育の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
待機児童対策の推進 (こども未来局：保育対策課、保育所整備課)	〔待機児童対策事業〕 〔認可保育所等整備事業〕 ● 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。
質の高い保育サービスの提供 (こども未来局：保育第1課)	〔民間保育所運営事業〕 ● 長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。
公立保育所を活用した保育の質の向上 (こども未来局：運営管理課)	〔公立保育所運営事業〕 ● 公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。
多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供 (こども未来局：幼児教育担当)	〔幼児教育推進事業〕 ● 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。
保育・幼児教育無償化の着実な実施 (こども未来局：保育第1課、保育第2課、運営管理課、幼児教育担当)	〔民間保育所運営事業〕 〔公立保育所運営事業〕 〔認可外保育施設等支援事業〕 〔幼児教育推進事業〕 ● 国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。

ウ 学校教育の推進

推進項目	計画期間中の主な取組
教職員に対する研修の充実 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔教職員研修事業〕 ● 子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。
「キャリア在り方生き方教育」の推進 (教育委員会事務局：教育政策室)	〔キャリア在り方生き方教育推進事業〕 ● 各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。

推進項目	計画期間中の主な取組
習熟の程度に応じた取組の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔きめ細かな指導推進事業〕 ● 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
健康教育による健やかな学校生活の促進 (教育委員会事務局：健康教育課)	〔健康教育推進事業〕 ● 健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進 (教育委員会事務局：健康給食推進室)	〔健康給食推進事業〕 ● 児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
定時制生徒の自立支援の推進 (教育委員会事務局：指導課)	〔魅力ある高校教育の推進事業〕 ● 様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。
教育活動に対する支援体制の充実 (教育委員会事務局：指導課)	〔学校教育活動支援事業〕 ● 教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。
教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進 (教育委員会事務局：指導課)	〔特別支援教育推進事業〕 ● 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。
不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級に係る支援による教育機会の確保の推進 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔教育機会確保推進事業〕 ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級に係る支援を行うなど、教育の機会確保を推進します。

2 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

（1）これまでの経緯

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立する傾向にあり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

児童虐待の4つの種別

- ◆ 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
- ◆ 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆ ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆ 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行うなど

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、子どもを虐待から守る取組の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成 24（2012）年 10 月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定されました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成 25（2013）年 3 月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成 26（2014）年 2 月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、具体的な施策を推進してきました。

平成 30（2018）年 3 月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」において、「子どもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる3つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく 26 の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

母子保健事業を中心とした妊娠期からの切れ目のない支援や児童虐待の早期発見・早期支援に取り組み、虐待の発生予防策の推進や早期発見・早期対応の充実を推進してきました。

専門的支援の充実・強化については、児童相談所と各区地域みまもり支援センターの多職種の専門職の協働による適切な支援の実施とともに、共通リスクアセスメントツールの活用など、総合的なアセスメントを強化しました。ケース情報の共有と進捗管理にあたっては、平成 31（2019）年 3 月